

地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱案（抜粋）

附 則

第1条 この要綱の改正は、令和6年〇月〇日から施行する。ただし、令和4年度第2次補正予算の補助金に係る事項は、従前の要綱による。

（補助対象期間）

第2条 令和5年度第一次補正予算における交通サービス利便向上促進事業及びインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業の補助対象期間は令和6年〇月〇日から令和6年3月31日（繰越明許により繰越された場合については令和7年3月31日）までとする。

（補助対象事業等）

第3条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下、本附則において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 令和5年度第一次補正予算における交通サービス利便向上促進事業（種目が自動車であるもの（自動車道事業及び超小型モビリティ導入にかかる事業を除く）を除く。）の補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表1に定めるものとする。

3 令和5年度第一次補正予算における交通サービス利便向上促進事業（種目が自動車であるもの（自動車道事業及び超小型モビリティ導入にかかる事業を除く）。以下この号において同じ。）の補助対象事業者は、交通サービス利便向上促進事業を行う者に対して補助金を交付する者とし、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表2に定めるものとする。

4 令和5年度第一次補正予算におけるインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業の補助対象事業は、補助対象事業者が行う訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等とする（補助対象事業者が第5項の鉄軌道事業者に車両を貸与する者の場合は、車両の導入に限る。）。

5 前項の訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備とは、車内案内表示、車内案内放送又は車体の行先表示の多言語化を実施するものとする。

6 令和5年度補正第一次予算におけるインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業の補助対象事業者は、次の各号に掲げる者を除いた旅客輸送を行う鉄道事業者及び軌道経営者（以下「鉄軌道事業者」という。）及び鉄軌道事業者に車両を貸与する者とする。

- 一 地方公共団体（第三種鉄道事業者及び軌道整備事業者を除く。）
- 二 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社

三 大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者

(補助金の額)

第4条 令和5年度第一次補正予算における交通サービス利便向上促進事業（種目が自動車であるもの（自動車道事業及び超小型モビリティ導入にかかる事業を除く。）を除く。）において国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表1に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

2 令和5年度第一次補正予算における交通サービス利便向上促進事業（種目が自動車であるもの（自動車道事業及び超小型モビリティ導入にかかる事業を除く。））において国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表2に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

3 令和5年度第一次補正予算におけるインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業において国が交付する補助金の額は、補助対象経費に補助率 $1/3$ を乗じて得た額以内の額とする。ただし、再構築計画に基づき補助対象事業者が補助対象事業に要する費用を関係地方公共団体（国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日における当該地方公共団体の直近の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。）が0.46未満である地方公共団体に限る。以下この項において「特定地方公共団体」という。）が負担するときは、第1号に掲げる額に第2号に掲げる額を加えて得た額とする。

一 特定地方公共団体が当該補助対象事業者に交付することとなる額（この号において「特定地方公共団体補助額」という。）に特定地方公共団体補助額に相当する国庫補助額を加えた額（次号において「特定補助対象経費」という。）に補助率 $1/2$ を乗じて得た額以内の額

二 補助対象経費から特定補助対象経費を除いて得た額に、補助率 $1/3$ を乗じて得た額以内の額

(間接補助対象事業の実施に係る規程の承認等)

第5条 附則別表2により補助を実施する場合、補助対象事業者は、間接補助対象事業の開始前に、間接補助対象事業の実施に係る交付手続き等について、本交付要綱に準ずる規程を定め、大臣の承認を受

けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 補助対象事業者が、前項に定める交付規程に違反した間接補助事業の実施に係る手続き等を行った場合は、前条に定める交付決定の取消しを行うとともに補助金の返納を命ずるものとする。

(準用規定)

第6条 第30条から第48条、第50条及び第52条から第54条までの規定は、

令和 5 年度第一次補正予算における交通サービス利便向上促進事業及びインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業を行う場合において準用する。この場合において、第 30 条、第 52 条及び第 53 条第 1 項第 2 号中「様式第 2-1」とあるのは「様式第 11-1」、第 30 条第 4 項及び第 52 条第 3 項中「様式第 2-13」とあるのは「様式第 11-13」、第 31 条中「様式第 2-2」とあるのは「様式第 11-2」、第 32 条及び第 53 条中「様式第 2-3」とあるのは「様式第 11-3」、第 32 条第 2 項及び第 53 条第 2 項中「様式第 2-4」とあるのは「様式第 11-4」、第 33 条中「様式第 2-5」とあるのは「様式第 11-5」、第 35 条中「様式第 2-6」とあるのは「様式第 11-6」、第 36 条中「様式第 2-7」「様式第 2-8」とあるのは「様式第 11-7」「様式第 11-8」、第 37 条中「様式第 2-9」とあるのは「様式第 11-9」、第 38 条第 2 項中「様式第 2-10」とあるのは「様式第 11-10」、第 45 条第 2 項中「様式第 2-11」とあるのは「様式第 11-11」、第 46 条及び第 47 条中「補助対象事業者」とあるのは「補助対象事業者（種目が自動車であるもの（自動車道事業及び超小型モビリティ導入にかかる事業を除く）は間接補助事とする。

別表 2（附則第 3 条第 3 項関連）

交通サービス利便向上促進事業

種目	補助対象経費の区分	補助率
自動車 （間接 補助）	<p>一般乗合旅客自動車運送事業者、バスターミナル事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた者に限る。）、レンタカー事業者、自家用有償旅客運送者、これらの者を構成員に含む団体及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者が行う以下の事業に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無料公衆無線 LAN 環境の整備に要する経費 ・ 案内標識、可変式情報表示装置、ホームページ（パソコン又は携帯電話、スマートフォン等から利用できるものとし、経路検索又は予約システムを提供するものに限る。）等の多言語表記等、案内放送の多言語化（スマートフォンアプリの活用等によるものも含む。）、多言語案内・翻訳用タブレット端末、多言語案内・翻訳システム機器及び多言語拡声装置の導入並びにスタッフのための外国語接遇等の研修（人件費は除く）に要する経費 ・ 非常用電源装置及び情報端末への電源供給機器の整備に要する経費 ・ 公共車両優先システム（PTPS）に係る車載器の整備（空港アクセス又は観光周遊に使用する車両に整備するも 	<p>1 / 3 （ただし、ノンステップバス、リフト付バスについては、1 / 4 又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額に 1 / 2（空港アクセスに使用するリフト付きバスは</p>

のに限る。)に要する経費	2 / 3)
・ 交通系 I C カード (全国相互利用可能なものに限る。)、クレジットカード等の利用又は Q R コード決済を可能とするシステムの導入、企画乗車船券の I C カード化、レンタカーの E T C カード対応 (E T C 車載器を除く。)、バスロケーションシステム (訪日外国人旅行者が移動を円滑に行う際に必要な情報の多言語表記等を行うものに限る。)の導入その他 I T システム等の高度化に要する経費 (システム開発費、設備整備費等)	を乗じて いずれか 少ない 額) 1 / 2 (多言 語拡声装 置の導入 並びに非 常用電源 装置及び 携帯電話 充電器等 の整備に 要する経 費)
・ バス車両、又はバスターミナルのトイレの洋式化及び機能向上に要する経費	
・ レンタカーの外国人ドライバー支援に要する経費	
一般乗合旅客自動車運送事業者 (路線定期運行を行う者に限る。)、一般貸切旅客自動車運送事業者 (貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた者に限る。)、一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者に車両を貸与する者が行う以下の事業に係る経費	
・ バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費 (ノンステップバス、リフト付バス、ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造 (一般乗合旅客自動車運送事業に係るもの (ノンステップバス及びリフト付バス) 及びユニバーサルデザインタクシーは空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。)に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費)	1 / 3 2 / 5 (※)
・ ジャンボタクシーの導入・改造 (空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。)に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費	1 / 2 (※)
・ 連節バスの導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費	
・ 訪日外国人富裕旅行者の送迎・観光を目的としたバス・タクシーの導入、改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費	
・ サイクルバス、オープントップバス及び水陸両用バス等の導入、改造に要する経費	

一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。）、バスターミナル事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者を構成員に含む団体及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者が行う以下の事業に係る経費

・ バスターミナル及びタクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（エレベーター、スロープ等に限る。）及び多機能トイレの設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））

一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗合旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、上記に準ずるものとして大臣が認定した者及びこれらの者に車両を貸与する者が行う以下の事業に係る経費

・ BRTシステムの整備（訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域に限る。）に要する経費（連節車両の導入及びこれと一体として整備する停留施設、公共車両優先システム（PTPS）車載器）

自動車 交通サービス利便向上促進事業を行う者に対して補助金（直接補助）を交付する事業を行うための以下の経費

・ 補助事業に従事する者の作業時間に対する人件費 定額
・ 旅費、会議費、謝金、備品費、借料及び損料、消耗品費、外注費、翻訳・通訳費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、委託費

（注）

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第7-12に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

3. 「交通系ICカード（全国相互利用可能なものに限る。）」とは、Kitaca、Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、PiTaPa、SUGOCA、はやかけん及びnimocaの全国主要

エリアで利用可能な10種類のカードを指す。

4. (※)の補助率については、次の表の左欄に掲げる事業について、それぞれ右欄に掲げるところにより適用する。

事業	補助率
公共交通計画及び利便増進計画に基づいて実施される事業	2 / 5
公共交通計画及び利便増進計画並びに立地適正化計画及び都市交通戦略の双方に基づいて実施される事業	1 / 2
公共交通計画及び利便増進計画並びに軌道運送高度化実施計画又は道路運送高度化実施計画に基づいて実施される事業	1 / 2

5. 「レンタカー事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けた者をいう。

6. ノンステップバスの導入に係る補助対象は、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月20日付け国自技第254号、平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたノンステップバスに限ることとする。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。

7. 「一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けた者に限る。）」とは、公益社団法人日本バス協会が実施する安全性や安全の確保に向けた取組状況に係る評価認定を受けた貸切バス事業者を指す。

8. ユニバーサルデザインタクシーの導入に係る補助対象は、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（令和2年3月31日付け国自旅第326号）に基づく認定を受けたタクシーに限ることとする。